

### 第3回 枚方市国民保護協議会 議事録概要

と き 平成 18 年 11 月 17 日 (金)  
午後 3 時 ~ 3 時 40 分  
ところ 輝きプラザ きらら 7 階 大研修室  
出席委員 30 名 (欠席 10 名) 傍聴者 14 名

#### 1 開 会

#### 2 会 長 挨 拶

みなさんこんにちは。第3回枚方市国民保護協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。本日は大変お忙しい中を皆様にはご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また日頃から防災や危機管理での行政の推進に何かとご支援ご協力を賜っておりますこと、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて北朝鮮が7月の弾道ミサイルの発射に続きまして、10月の9日に核実験を強行したことにつきましては、世界の人々の平和の願いを踏みにじる暴挙でありまして、我が国のみならず世界に大きな衝撃を与えました。国では官邸対策室や消防庁の情報連絡室が設置をされまして、緊急連絡体制の確認など、初動体制がとられました。本市でも国、府からの情報収集を行って来たところでもあります。また非核宣言都市でつくる全国協議会の副会長といたしまして、今回の行為に対して、北朝鮮の政府に厳重な抗議を行ったところでもあります。こうした平和を脅かすテロ行為や紛争が世界で相次いでいることを受け、こうした事態に備えた計画の策定の重要性を痛感しているところでもあります。これまで委員の皆様とは情報を共有しつつ、ご意見を頂きながら計画の策定に向け協議会を開催してきたところですが、本日はいよいよ本年度の最終の協議会となりました。9月に実施いたしましたインターネットアンケートの集約や、大阪府との事前協議を踏まえて作成させて頂きました枚方市国民保護計画の答申案についてご審議頂くこととしております。非常に限られた時間ではございますが、どうかそれぞれの立場から忌憚のないご意見を頂きまして、市民の安全を守るために、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願い致します。皆様の今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申しまして、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

#### 3 議 事 前 確 認 事 項

枚方市国民保護協議会委員の変更について

・・・(事務局より報告)・・・

#### 4 議 題

(1) インターネットアンケートの集約について

・・・(事務局説明)・・・

・・・(承認)・・・

(2) 枚方市国民保護計画(答申案)について

・・・(事務局説明)・・・

・・・(承認)・・・

(3) 今後の策定スケジュールについて

・・・(事務局説明)・・・

(委員)・・・これで協議会の答申は終わったわけですが、この後、庁内会議でさらに協議されるということですが、この庁内での協議といいますのは、出された答申に対して、さらに変更を加えるという性格のものなのでしょうか。

(事務局)・・・お答えいたします。ただいまの委員からのご質問についてですが、庁内での協議というのは、本日まで確認頂いた答申の内容に基づきまして、庁内的に最終的な確認を行うという意味合いのものでございまして、本日の答申内容について、再度修正を加えるというものではないということでございます。以上です。

(委員)・・・わかりました。

・・・(承認)・・・

(4) その他

(委員)・・・感想を一言申し上げたいと思います。ひとまずこれで計画の答申はできたわけですが、当初私が問題とした点は、まだすべて解決していないと思っています。第1回の協議会で私が申し上げたこと、例えば攻撃国出身の滞在者たちをどのように避難させるのかということについては、大阪府の方でもまだ決めていないということでした。勿論隔離して避難させることもできれば、一緒に避難させることもできるかもしれないが、何れにしても人権の問題を抱えているのであって、今後、避難実施マニュアルを作成する際に検討して頂くことになるんだろうと思います。

それから2つ目としましては、組織というものは計画がないと動きづらいので計画を作りますが、計画を作ったことによって、そこに書いていないことに対する危機対応をどのようにするのかという点が、また怪しくなってくるという側面もあると思います。それと計画という意味では、例えば地域防災計画なんかは、これは作られてから随分たつのに、災害の度に見直されている。この前も、津波警報が出て、避難命令を出しても、避難が為されなかったという現実があるんです。その意味では、住民が計画通りに動くとは限らないので、柔軟な体制という考え方が必要になってくるんだろうと思います。そうしますと、自主防災組織とか防犯協議会とか自治会長とかそういった人たち、現場にいる人たちがこの計画で具体的にどう動くかということを検討していかなければいけない。おそらく計画にある「研修」を活用していくことになるんだろうと思いますが。

それと、3つ目の問題としまして、いよいよ避難実施マニュアルを作っていくわけですが、隣近所の人たちを誘って、近所の小学校の体育館に逃げるというようなイメージでは全くないということ、避難実施マニュアルを作る際の前提にしなければならない。鳥取県のある市は、避難行動を小規模、中規模、大規模と分けているわけですが、小規模で全市避難、中規模は鳥取県の東部全体、大規模は鳥取県全域の避難と

ということになっています。避難の規模ということについて、非常に大きな数値を見ている。ということは通常の自然災害時の避難のように、ちょっと2、3日近くの体育館に逃げればよいというタイプの避難を考えていては、避難マニュアルは作れないという現実があるわけです。これら色々な課題を残しながら、来年度以降、避難実施マニュアルを作成していかなければならないと考えております。以上です。

(委員)・・・私も感想を述べさせていただきます。現在、私は大阪市の国民保護協議会委員も担当しています。大阪市では明海大学外国語学部助教授の日野壽憲先生を招聘致しまして、ロンドンテロに関する講義を拝聴する機会が設けられました。日本人にとってイメージを抱きにくいことについて、ある程度理解することができたということで、かなり貴重な講義をして頂いたと思っています。そこで私は、日本においても適用できるような点はないかなと思いながら拝聴してたんですが、ロンドンの場合は、テロに対する住民体制が整っているということでした。やはりあちらではIRAによる爆弾テロが続いておりますので、市民全体に周知が徹底されているんですね。(国民保護計画のような)こういう計画だと、私たちも読むのが大変で、なかなか全ページを正確に理解しているか正直不安なのですが、これを先ほど先生もおっしゃっていたようにマニュアルにしていく時に、ロンドンの場合はこれを22ページくらいの小冊子に収めてあってですね、それを財布の中に入れてたり冷蔵庫の横にぶら下げてあったり、身近なものにしているんですね。そのように周知徹底がされている上に、テロ発生後一時間以内に、冷静に色んな連携プレーを取っていかなくてはいけないのですが、それが先のロンドンテロの場合はできたということなんですね。現実のところは、携帯電話もなかなか使えなかった事態とかもあったようですが。ロンドンテロでは警察が主になって対応していて、軍の存在はありませんでしたので、その点で、日本では警察と消防、それから自衛隊の連携がどのようになるのか、これが非常にイメージがしにくい部分だと思います。一般市民からは、国民保護法の理念について非常に不明瞭な部分があったゆえに、戦中のように、市民が間違った方向に参画しなければならないのではないかという懸念が出てきてしまう。しかし現実はですね、ロンドンテロそれからスペインマドリッドテロが起こっておりますし、私たちもどの様な状況に陥るか分からないということで、実際に重要なのは市民の行動だと思います。市民が明確に安全に分かりやすく状況を把握できるような体制作りをお願いしたいと思います。計画を具体化していくという作業は非常に難しいと思いますが、最も大切なことだと思いますので、頑張ってくださいと思います。以上です。

(委員)・・・お二人の先生の話で尽きている部分もあるかと思いますが、実施マニュアルを作成するにあたって、私はコミュニティですから、現場を預かっておるわけですし、理念的の部分については計画で処理できるわけですが、いよいよこれから実施マニュアルを作成しなければならないという時に、理屈ではこうなるけれども、現場がどのように対応できるのかという辺りをですね、現場の声、特に枚方の場合は45小学校区それぞれにコミュニティがあるわけですが、コミュニティそれぞれに事情が異なっておりまして、なかなか一律でこのようにしよう、という風にはいかないだろうなという気もしますが、この点はこれから実施マニュアルを作っていく中で非常に重要になってくると思いますので、みなさんの状況や声に耳を傾けながら作業にとりかかって頂きたいと思います。以上です。

## 5 会 長 挨拶

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それではただいまそれぞれの委員から頂いたご意見につきましては、今後の作業を進めていく上での視点と受け止めさせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは本日はいろいろとご審議頂き、ありがとうございました。協議会の委員の皆様には、第一回の協議会以来、これまでおよそ半年をかけて計画の内容についてご審議頂いたところですが、本日協議会として答申を取りまとめたことを持ちまして、ひとまずの区切りを迎えることができたと考えております。改めてあつく御礼申し上げます。本当にありがとうございました。これで市国民保護計画体制の基本をなす計画につきましては、ひとまずその内容を固めることができたわけですが、今後は、実施マニュアルの作成等、体制をより実効性のあるものにしていくための取組みを進めていく必要があります。

本市としましては、ただいま頂戴したご意見等を真摯に受け止めながら、引き続き作業を進めて参る所存ですので、委員の皆様には今後ともご協力を頂きますよう、よろしく願いいたします。それではこれで終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

## 6 閉 会